

安城市体育館物品処分業務（一般委託）仕様書

安城市体育館物品処分業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	契約方法	請負契約
2	履行期間	契約締結日の翌日から平成29年6月30日まで
3	施行場所	安城市新田町新定山41番地8 安城市体育館
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	別紙のとおり
6	関係法規	業務の履行にあたっては、安城市契約規則及びその他関連法令を遵守し、安全管理に万全を期する。
7	資格要件	この業務に必要な産業廃棄物収集・運搬業の許可（愛知県及び運搬先の区域を管轄する都道府県知事（又は政令市、中核市長）の許可）を有すること。 この業務に必要な産業廃棄物処分業の許可を有するものへ処分すること。
8	入札方法	総価（消費税相当額抜き）による電子入札とする。入札金額は産業廃棄物の処分代を含み、内訳表を入札書に添付すること。
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	処分業者が請負者と異なる場合は、排出者である安城市と別途契約するものとし、契約代金の支払いも、安城市が処分業者に直接支払うものとする。この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員連絡先	安城市生涯学習部スポーツ課 担当 岩井 電話 0566-75-3535

< 指示又は希望事項 >

環境配慮関係	<p>本市は、環境の保全及び創造に向けて率先して行動し、環境に配慮した自治体をめざすとともに、総合計画及び環境基本計画のめざすまちの将来像である「環境負荷の少ない、人と自然が共生する、良好な環境が持続的に発展するまち」の実現を図っていますので、受注者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
--------	--

安城市体育館物品処分業務仕様書

安城市体育館の物品処分業務（以下「業務」という。）については、この仕様書に基づいて行うものとする。

1 搬出場所

安城市体育館内外から搬出、積み込みを行うものとする。

2 搬出物

別添の廃棄処分リストにある家具、電気製品、金属製品、木材等。なお、建物の床や天井に固定されているものは、受注者の負担にて解体等を行うこと。

3 搬出日・時間

平成29年5月29日（月）から平成29年5月31日（水）

午前9時から午後5時まで

4 搬出先

搬出先は県知事等許可の産業廃棄物処分場とし、処分場は業務受注者の所有でなくてもよいものとする。なお、搬出及び処理については、マニフェストシステムを実施するものとする。

5 その他

- (1) 搬出経路には狭さく部や階段等も多くあるため、業務の遂行にあたっては安全確保に十分留意すること。
- (2) 建物に固定されているものもあるため、事前に搬出方法を確認すること。なお、現地確認を希望する場合は、あらかじめ安城市体育館職員と日時の調整を行うこと。
- (3) 搬出物の現地での確認は安城市体育館職員と行うこと。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、スポーツ課と協議の上で決定すること。

担当 生涯学習部スポーツ課 岩井
電話 (0566) 75-3535
FAX (0566) 77-9293